

事務所だより10月

2023(R5)

Vo.163

I 最低賃金額 全国平均で初の千円超え

中央最低賃金審議会にて令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申が取りまとめられ、全国平均で時給1,002円と、初めて1,000円を超えました。今回の改定の背景や対策についてご紹介します。

◆引き上げ額の目安4.3%へ、背景と対策は？

これを受けて全国の地方最低賃金審議会で議論が始まり、京都府では40円引き上げの1,008円とするよう答申したと報じられています。なお、改正決定の効力発生は10月上旬となる予定です。今回の引き上げ額の目安が4.3%となった背景ですが、これは消費者物価の上昇が続いていること、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比が4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことが挙げられます。労働者の生活費を重視した今回の目安額ではありますが、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力においては厳しいものであるとの認識はあるようです。厚生労働大臣は中小企業・小規模事業者に対し、早急に業務改善助成金の対象事業場拡大等の支援策を行うと言及しています。今後の対応に注目です。

【厚生労働省「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html

II 「年収の壁」対策、助成金制度創設へ

「年収の壁」問題に対し、政府は1人最大50万円の企業向け助成金を創設するとの考えを示しています。制度の内容等についてご紹介します。

◆「年収の壁」対策、助成金の内容は？

現行制度においては101人以上の企業において月収8万8千円を超えた場合に社会保険料の負担が生じます。手取りの月収が減ってしまうため、月収がこれを超えないよう、労働時間を調整する人もいるということで、「年収の壁」問題として度々取り上げられていました。今回創設される助成金制度では、雇用保険制度のうち、企業が保険料を負担する「キャリアアップ助成金」関連の省令を改正し、企業に助成金を配れる仕組みを作ります。支給条件として、1週間の所定労働時間を増やして基本給を上げることなどを予定しており、1人あたり最大50万円の支給を軸に検討しています。この助成金制度は早ければ2023年度以内に開始し、3年の時限措置とする予定です。今回の助成金制度はあくまで次回2025年度に行われる抜本的な年金制度改正へのつなぎと位置付けており、2025年度の改正では厚生年金の適用拡大や、第3号被保険者制度の見直しを視野に入れています。

連載コラムNo. 35

知っておきたい「遺言」のこと

遺産相続をめぐる財産争いを防ぐために、遺言書を活用する人が増えています。遺言書についてその種類と特徴を中心にをご紹介します。

◆「遺言書」とは？その種類と特徴について

まず「遺言書」とは被相続人の想いを記した「遺書」とは区別され財産を贈与する法律上の効果を持っています。遺言書は書き直すことが可能ですが、その場合、日付の新しいものが有効となります。また、遺言書の作成時に認知症等で意思能力に問題があると、遺言が無効となる可能性があります。この「遺言書」には下記の通り3種類があります。①自筆証書遺言 - 定められた方式で遺言者が自ら手書きし、押印します。手軽に作成できるので利用しやすいものの、書き方の不備により無効となることも多いです。また、隠蔽や破棄される恐れがあり、自筆遺言証書保管制度を利用するなど工夫が必要です。②秘密証書遺言 - 遺言者が遺言の内容を秘密にしたまま遺言書を封印します。遺言書を封印したまま公証人及び2人以上の証人の前に封書を提出し自分の遺言であることを述べます。①、②の遺言書は開封する際に裁判所の検認が必要となります。③公正証書遺言 - 遺言者が公証人に遺言の内容を口述し、公証人がこれを筆記して作成します。2人の承認と手数料が必要ですが隠匿・破棄の危険性がなく、確実な遺言書です。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

